

# 民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

## 神奈川県「人権問題講演会」開かれる（神奈川県厚木市）



8月9日（水）神奈川県厚木市文化会館大ホールで「人権問題講演会」（主催：神奈川県地域人権運動連合会 後援：神奈川県、県市長会、県町村会、厚木市）が開かれました。

鹿島きく江委員長の開会挨拶、佐藤治郎県民局くらし県民部長の来賓挨拶の後、長嶋茂書記長が「人権が全ての人に保障される地域社会について考える」（同和問題解決・神奈川の現状）と題して基調報告。神奈川県で把握した統一応募用紙に反する事案、人権担当者への聞き取り結果、秦野市における結婚の現状、えせ同和行為相談状況、相談件数と主な相談内容、藤沢市・横浜市の「意識調査」など具体的な資料を提示して神奈川県の状況を報告しました。

谷口正暁民権連委員長は「『部落差別の解消の推進に関する法律』と大阪」と題して講演。部落問題の解決とはいかなる状況を作り出すことか、封建制の残滓とはどういうことか、1969年の「矢田事件」から今日までの運動を振り返って大阪で切り開いてきたこと、2002年3月の特別法終了から今日までの「特別対策」の見直し状況にふれ、その後「部落問題解決における『根幹部分』」における大阪における取り組みについて報告しました。さらに「生活実感をふまえて～私の思い～」として住民の生活・まちづくり・意識・結婚・仕事・公共施設の活用などに関わって日常生活の中で感じていることを語りました。最後に「部落差別解消の推進に関する法律」をどう考えるのかに入り、法及び附帯決議の正確な理解を踏まえる、法のいう3つの施策（相談、教育啓発、意識調査・実態調査）について最近の大阪で取り組みと変化について資料をもとに具体的に説明、部落問題解決に関わる大阪での運動はもういつ終わってよい段階にまで切り開いてきた、と強調しました。

参加者は、県下の全自治体職員、教育委員会、教師、議員、人権擁護委員、PTA代表など約

800名。大阪の報告を興味深く聞いていただきました。（厚木市文化会館大ホール）



## 早く開いて！！誰でも参加できる地域での説明会を（寝屋川市）

7月28日（金）午後から明和小学校図書室で、第四中学校区小中一貫校建設内容検討第1回ワークショップが開かれました。委員30名（うち欠席者3名）傍聴者16名、市教委職員6名が出席しました。内容は、市教委による小中一貫校建設スケジュールなどの説明のあと、委員が4つの班に分かれて「目指す子ども像、学校像」について、各自の考えを付箋に記入しました。班ごとにまとめて発表し、市教委が全体のまとめをし、8時30分には閉会しました。市教委への質疑応答もなく、淡々と作業する姿に、これで深められるのかと疑問が残りました。

### ワークショップ傍聴者の声

- ★PTAや自治会で説明を聞いてもわからないので参加したが、何故？という思いが強い。
- ★目指す子ども像は、新しい学校で、教職員が保護者や地域とともに、作り上げていく内容であるのにも関わらず、なぜこんなテーマかわからない。
- ★先に建設ありきで、アリバイづくりに使われているように感じる。地域での説明会も無しに進めないでほしい。
- ★今回の内容では、なぜ施設一体型一貫校なのか全くわからなかった。現状の3校で十分にすすめられているものだ。住民や保護者の疑問は解消されないと思う。
- ★「まとめ」の発表を聞いて子どもが息苦しくなると感じた。もっと子どもたちの意見を聞いてほしい。

3月23日寝屋川市教育委員会議（「寝屋川市小中一貫校設置計画」の審議）で出された

### <教育委員の意見>

◇不安視する意見や厳しい意見をいただいた。

安心感を得られるように円滑に慎重に進めていきたい。

◇通学路、安全面が心配。市に適した学校になるように、少しでも不安を解消するようにしてほしい。

◇パブコメは読ませていただいたが、関心は高い。もっとご理解をいただくように。

特に課題については現場の教職員に理解していただくように。

（2017年8月5日 第4中学校区教育を考える会ニュースより）

### 次回の教育委員会主催の ワークショップ

8月25日（金）午後7時～  
第四中学校 図書室

どなたでも参加出来ます。

## 第43回大阪はぐるま研究集会開かれる

8月5日（土）・6日（日）エル・おおさかにおいて第43回研究集会が開かれました。特別報告は①「子どもの認識力を育て、深める授業の創造を」（山口 隆大阪教育文化センター事務局長）、②「部落問題解決の到達点と今日的課題」（谷口正暁民権連委員長）。人権と

社会科分科会では「教科書の中の部落問題」「『部落差別解消法』と学校教育」（柏木功 大阪教育文化センター）が報告されました。記念講演は朝日新聞「声」編集次長の佐々波幸子さん。「物語の力」と題して絵本の楽しさ、絵本作家のことばが楽しく語られました。

分科会資料から：社会科教科書と部落問題（大阪教育文化センター 柏木功）

### 1、教科書が差別語を教えてよいか

①育鵬社 中学校公民教科書 P61 側注

「当時は、えた・ひにんとよばれました」 ※では今は？

人権連の文科省交渉で指摘 担当者「書きぶりのところかと思えますけれど、ま、あの、確かに、見られている限りではあまりよろしくないかもしれません」

②帝国書院 中学校公民教科書 P44 本文

「すでに江戸時代には、えた身分・ひにん身分という差別がありました」

同 P238 資料 「同和対策審議会答申（抜き書き）」

「かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」などの蔑称でよばれ」

③実教出版社 高校日本史A新訂版 P99／高校日本史B新訂版 P197（同じ記述）

「特殊部落民、エタなどの差別語をあえて用い」

### 2、時代錯誤 いつの話？ 江戸時代のまま？

①実教出版社 高校現代社会新訂版 P118／高校政治経済新訂版 P38-39（ほぼ同記述）

「職業・住居・結婚等あらゆる生活面で差別的取り扱いを受けてきた人びとが、いまなお同じような差別を受け続けているという問題である。」

②第一学習社 高等学校 改訂版 新現代社会 P58／新政治・経済 P24 もほぼ同じ

「被差別部落の人びとの、職業選択の自由、教育の機会均等が保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などの市民的権利が今なお侵害されている。」

③第一学習社 高等学校 改訂版 政治・経済 P40

「被差別部落の人々は、職業選択の自由、教育を受ける権利、居住及び移転の権利、婚姻の自由などの市民的権利が侵害されている。」

### 3、歴史を歪める（小学校 6年全社／中学校歴史（学び舎以外）

解体新書 杉田玄白ら蘭学の話の中で執刀した「差別されていた人」の記述が多い。

社会運動の高まり 労働組合や農民組合よりも 水平社の記述が詳しい。

※高校日本史Bの教科書と比べると小中学校教科書は賤民身分の記述が異常に多い。

### 4、絶望の教科書 差別解消が進んだと書いているのは 2種のみ、不十分だが・・・

①清水書院 高等学校 現代政治・経済 新訂版 P50

「その成果もあり、部落差別の解消は大幅に前進したが、就職や結婚での差別や偏見は今日も完全になくなっていないといわれる。」 ※完全になくなる！

②実教出版社 日本史B新訂版 P355 側注

「環境・生活の格差是正がすすみ、こんにち部落問題は最終的な解決過程にある。」